

【 作 成 例 】

〇 〇 〇 〇 工 事
総合施工計画書

平成〇〇年〇〇月

〇 〇 建 設 (株)
現場代理人 〇〇〇〇 印

目 次

1	一般事項	1
2	工事概要	3
3	工程管理計画	6
4	品質計画	7
5	安全対策	12
6	共通仮設計画	21
7	産業廃棄物の適正処理	22
8	その他	24

1. 一般事項

本総合施工計画書は、「〇〇〇〇工事」に適用する。

1-1 適用図書等

(1) 適用図書

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の順番のとおりとする。

- ① 質問回答書（②から④に対するもの）
- ② 現場説明書
- ③ 特記仕様書
- ④ 図面
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書（平成25年版） [平成26年3月改定]
- ⑥ 公共建築改修工事標準仕様書（平成25年版）
- ⑦ 建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成24年版）

(2) 関係法規

工事の施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。

(3) 参考図書

工事の施工にあたり、次の図書を参考とする。

- ・ 建築工事監理指針（上下巻）（平成25年版）
- ・ 機械設備工事監理指針（平成25年版）
- ・ 電気設備工事監理指針（平成25年版）

1-2 工事打合簿

- ・ 監督員への協議、提出、報告等は工事打合簿で行う。（次ページ様式）
- ・ 特に設計変更に関係するものは監督員と協議し、工事打合簿による承諾を得てから施工する。
- ・ 設計図書の照査の結果、現場との相違事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を添付して工事打合簿を提出し確認を受ける。

2. 工事概要

2-1 工事概要

工事番号	営繕課-〇〇-〇〇〇〇
工事名	〇〇〇〇工事
工事場所	〇〇市〇〇
発注者	山梨県知事 名
監督員	第一監督員 〇〇〇〇 第二監督員 〇〇〇〇 第三監督員 〇〇〇〇
設計者	(株) 〇〇設計事務所
工事監理者	(株) 〇〇設計事務所 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
請負者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 所在地： 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇
請負金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
工期	自平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 至平成〇〇年〇〇月〇〇日

2-2 工事内容 【新築の作成例】

建物名称	〇〇〇〇
工事種別	新築
建築面積	〇〇〇m ²
延べ面積	〇〇〇m ²
階数	地上〇階 地下〇階
高さ	床高〇〇m 軒高〇〇m 最高高さ〇〇m
構造	〇〇造
屋根	〇〇〇〇
外装	〇〇〇〇
構造設計データ	地盤の許容応力度 長期 〇〇KN/m ²
その他	

2-2 工事内容 【改修の作成例】

建物名称	〇〇〇〇棟
工事種別	改修
建築面積	〇〇〇m ²
延べ面積	〇〇〇m ²
階数	地上〇階 地下〇階
工種	建具改修一式、外壁改修一式、防水改修一式

2-3 主要工種（建築工事例）

工事区分	工種	細目	規格	単位	数量	摘要
建築工事	地業	既製コンクリート	径〇、〇〇工法	本	〇〇	
	鉄筋	異形鉄筋SD295	筋径D13	t	〇〇	
		異形鉄筋SD345	筋径D25	t	〇〇	
	コンクリート	基礎	F=24-18-25	m ³	〇〇	
		躯体	F=24-18-25	m ³	〇〇	
		土間	F=24-18-25	m ³	〇〇	
	型枠	普通合板型枠 基礎部		m ²	〇〇	
		打放B種		m ²	〇〇	
	鉄骨	H形鋼	SS400	t	〇〇	
		コラム	BCR295	t	〇〇	
	防水	〇〇防水	厚〇、〇〇工法	m ²	〇〇	屋上
		〇〇防水	厚〇、〇〇工法	m ²	〇〇	内部
	屋根	ルーフデッキ	ガルバリウム鋼板厚〇	m ²	〇〇	
	建具	アルミ製		箇所	〇〇	
		鋼製箇所		箇所	〇〇	
		木製箇所		箇所	〇〇	
	塗装	外部	〇〇塗り	m ²	〇〇	
		内部	〇〇塗り	m ²	〇〇	
			〇〇塗り	m ²	〇〇	
	内外装	〇〇張り	厚〇、〇〇工法	m ²	〇〇	外部
		〇〇張り	厚〇、〇〇工法	m ²	〇〇	内部
	外構	フェンス	仕様、高さ〇	m	〇〇	
		舗装	仕様、厚さ〇m	m ²	〇〇	
		植栽	樹種、高さ〇m	本	〇〇	
			樹種、高さ〇m	本	〇〇	

2-4 粗雑工事防止対策

・次の事項について、添付した誓約書に粗雑工事防止対策を記載しており実施する。

(1) 契約に際し、提出した粗雑工事防止対策は次のとおり。

- ①
- ②
- ③

(2) 粗雑工事防止対策を実施するための具体的な対応は次のとおり。

- ①
- ②
- ③

誓 約 書	
平成 年 月 日	
契約担当者	殿
	住 所 商号又は名称 氏 名 印
<p>下記工事の施工にあたり、建設業法等関係法令を遵守し、建設工事請負契約を誠実に履行して、粗雑工事を起こさないことを誓約します。</p> <p>なお、本工事における当社が特に留意する粗雑工事防止対策は次のとおりです。</p>	
1	工 事 名
2	工 事 場 所
3	特に留意する粗雑工事防止対策
<p>※ 記入しきれないときは適宜別紙を追加して下さい。</p>	

3-2 工程管理方針

工程管理は次の要領で行う。

(1) 工事進捗管理

- ・ 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員の承諾を受ける。
- ・ 工程表による計画から、日程又は実績に遅れが生じた場合は、必要に応じてフォローアップを実施し、監督員に報告する。
- ・ 毎月5日までに、前月末日の工事進捗状況報告書を監督員にメールにて提出する。
- ・ 作業員の休日の確保を行い記録する。

(2) 月間工程管理

- ・ 全体の実施工程表に基づき月間工程表（3ヶ月工程表（前月実績、当月及び翌月予定））を作成し、毎月1回開催予定の月例会議において提出し、協議する。また、別途発注の設備工事の工程も調整して記載する。

(3) 週間工程管理

- ・ 毎週〇曜日に開催予定の週例会議において、3週間工程表（前週実績、当週及び翌週予定）を提出し、協議する。また、別途発注の設備工事の工程も調整して記載する。

(4) 毎日の工程管理

- ・ 毎日の安全工程打合せにより、関係業者職長との調整・対応、管理を行う。

(5) 工事作業日

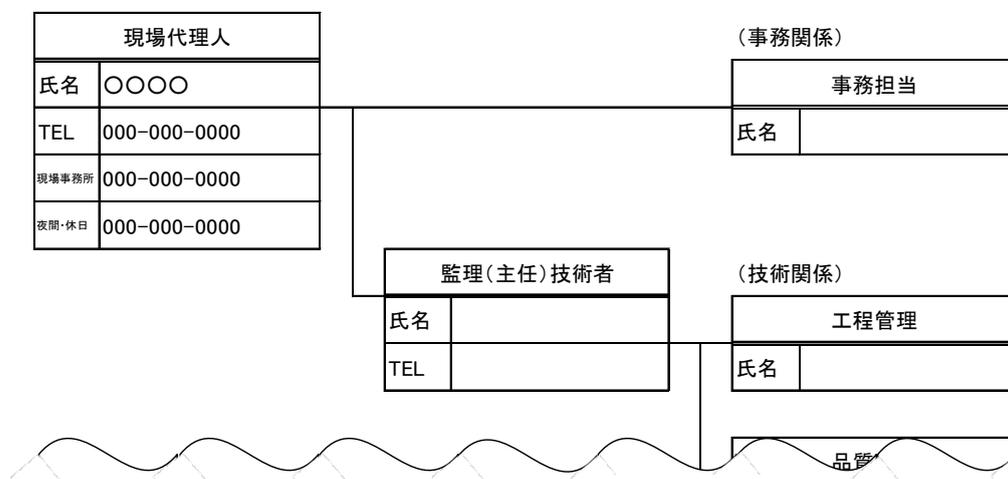
- ・ 工事作業を行う日は、〇曜日から〇曜日とする。
- ・ 日曜日は原則として作業は休みとする。工程上やむを得ず休日に作業を行う場合は安全管理体制を整えたいうであらかじめ監督員に承諾を得る
- ・ 作業時間は、原則として午前〇時から午後〇時までとする。コンクリート打設など、やむを得ない場合は、この時間外の作業を行う場合もある。
- ・ 年末年始の作業休日は、平成〇〇年12月〇〇日から平成〇〇年1月〇〇日とする。

4. 品質計画

4-1 施工体制

(1)

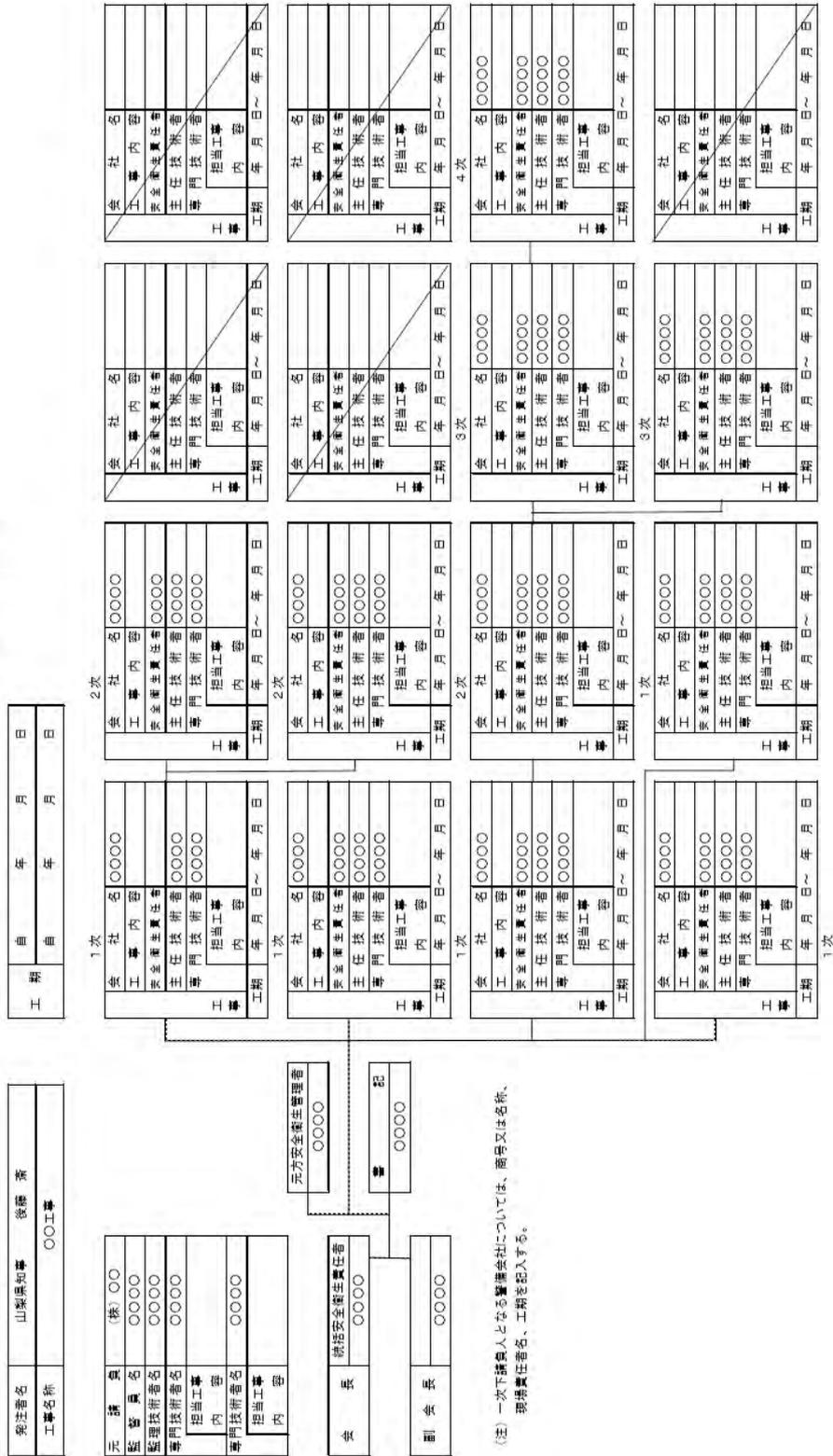
現場組織表



(2) 施工体系図

① 施工体系図は次のとおりとする。

図 1 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図



② 追加や変更が生じたら、工事打合簿に添付して監督員に遅滞なく提出する。

4-2 品質目標

次の項目について、設計図書及び標準仕様書の定める基本要品質を工種別施工計画書に明記する。

- ① 使用予定材料の規格・仕様
- ② 仕上げ状態の目標
- ③ 機能・性能・精度の目標

4-3 品質管理

(1) 材料、仕上げ状態、機能・性能・精度及び出来形等の管理

次について工種別施工計画書に記載し監督員の承諾を得る。

- ・使用資材メーカーリスト
- ・主要材料の規格・品質証明書
- ・品質管理基準（品質管理基準値、品質管理方法等）の設定
- ・出来形管理基準（出来形管理基準値、測定位置、測定頻度、出来形管理図の作成等）の設定
- ・材料納入簿により数量管理する項目
- ・品質管理基準、出来形管理基準の自主検査記録様式（チェックリスト）の作成
- ・施工に関して試験を要するものの試験結果報告書を提出する項目
- ・各種保証書を提出する項目
- ・製作図・承諾図の作成・提出するもの
- ・施工図を作成するもの

(2) 工種別施工計画書作成・提出計画

以下の工種別施工計画書を施工に先立ち作成し、監督員に提出する。

番号	工種	提出予定時期	提出日	承認日	施工開始予定日
1	杭工事	○月上旬	○月○日	○月○日	○月○日
2	土工事	○月中旬			
3	鉄筋工事	○月下旬			
4	型枠工事	○月上旬			
5	コンクリート工事	○月中旬			
6	鉄骨工事	○月中旬			
7	防水工事	○月下旬			
8	タイル工事	○月上旬			
9	木工事	○月中旬			
10	屋根及びとい工事	○月下旬			
11	金属工事	○月上旬			
12	左官工事	○月上旬			
13	建具工事	○月中旬			
14	塗装工事	○月下旬			
15	内装工事	○月上旬			
16	ユニット工事	○月上旬			
17	外構工事	○月中旬			

(4) 写真管理計画

工事写真の撮影方法については、「国土交通大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領（平成24年版）・同解説／工事写真の撮り方（〇〇編）」による。

① 総合撮影計画表

番号	撮影区分	撮影項目
1	着工前全景	2方向より撮影
2	仮設工事	現場事務所・休憩室・トイレ・仮囲い等
3	使用材料	使用品目ごと
4	施工状況	営繕工事写真撮影要領（建築編）による
5	品質管理	〃
6	出来形管理	〃
7	安全管理	別紙計画表による
8	産業廃棄物処理状況	保管・積込状況を種別ごとに撮影
9	総合評価施工計画実施状況	施工計画書による
10	創意工夫（任意）	実施状況の撮影
11	工事進捗状況	2方向より撮影・内部適宜（月末に撮影）
12	完成	着工前と同一方向より撮影
13	事故・災害	発生時

② 安全管理写真撮影計画表

番号	撮影項目
1	各種標識類の設置状況
2	交通誘導員の交通整理状況
3	災害防止協議会の開催状況
4	店社パトロール状況写真
5	安全教育、訓練等の実施状況
6	安全巡視、TBM・KYの活動状況
7	過積載防止活動の実施状況
8	機械・車両等の点検整備活動の状況
9	重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置の状況
10	山留、仮締切等の設置後の点検及び管理状況
11	足場や支保工の組み立て完了時や使用中の点検及び管理状況
12	その他の安全活動写真

(5) 重要管理事項

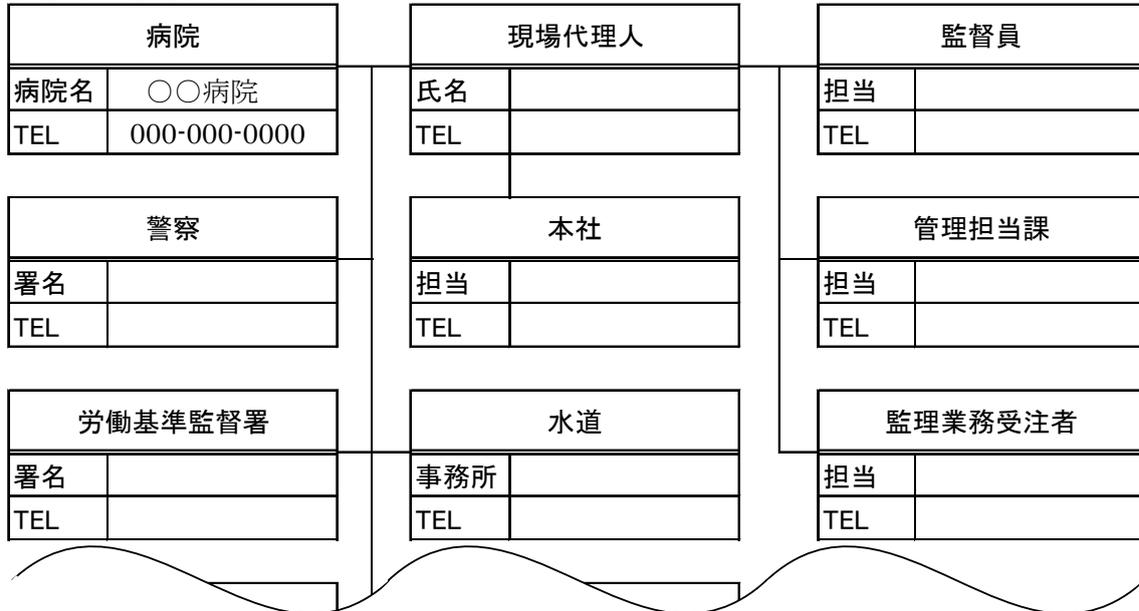
- 本建物は、内装材に木材を多用しており、木材の品質を確保するために品質基準を定め、木材の品質検査を行う。

5. 安全対策

5-1 緊急時の体制及び対応

(1) 緊急時の連絡系統図は次のとおり。

緊急時の連絡系統図



(2) 不慮の事故が発生した場合には、人命救助を最優先して対応すると共に、所定の様式により早急に発注者に事故報告書を提出する。

(3) 防災対策

- ① 台風、豪雨、大風、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、緊急事態に対応できるようにする。
- ② 台風や大雨等により緊急事態の発生が予想される場合は、「災害防止等に係る建設工事現場の安全確認に関する取り扱い(平成23年7月営繕課)」により、災害の発生等に備え現場内及び周辺を巡回して災害に対する必要な措置を講じるとともに、工事中の現場の安全確認を行う。
- ③ 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全の確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡する。
- ④ 緊急事態に際し、巡視員等の危険防止及び円滑な連絡体制を確保するために、安全訓練で予行演習を実施する。
- ⑤ 長期休暇時には連絡体制及び巡回等の防災対策について、事前に監督員に報告する。

災害防止等に係る建設工事現場の安全確認に関する取り扱い

平成23年7月

建設工事現場においては、地震、台風、大雨、洪水、噴火、大雪その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という）により、建築物の全体又は一部の倒壊又は崩壊及び仮設物の損傷等の被害が予想される。特に地震注意情報、台風情報等の気象情報が発令された場合、人身被害の防止、2次災害の防止や被害軽減のため迅速に対応することが重要である。

このため、①工事現場の安全確保・被害拡大の防止、②状況の把握を目的とし、必要な措置・対応及び情報を的確に把握・伝達できるよう本取り扱いを定める。

1 工事現場における安全確認

建設工事（解体工事を含む。）を実施している工事現場においては、工事請負約款第26条（臨機の措置）の規定により、「請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。」と定められている。この為、工事の現場代理人は災害の発生等に備え現場内及び周辺を巡回して災害に対する必要な措置を講じるとともに、工事中の現場の安全確認を行うものとする。

2 体制の確立

現場代理人は、災害に備え、必要な措置・対応及び情報を的確に把握・伝達できるよう点検・確認・報告の体制（組織表）を整えることとする。

また、災害の種別毎に3（1）「災害が予想される場合の措置」について、具体的な対応を記した施工計画書を作成し、前述の組織表と併せて工事監督員に提出することとする。

3 建設工事現場の安全確保、状況確認

現場代理人は、建設工事現場の状況に応じ、以下の措置を行う。

（1）災害が予想される場合の措置

- ア 作業中止
- イ 土留、支保工、足場等の仮設物の点検・補強
- ウ クレーンなどの建設機器類の転倒防止
- エ 高所からの落下物の防止
- オ 建設工事現場内におけるガス管、上下水道管等の点検・補強
- カ 仮囲い等仮設物の点検、建設工事現場への立ち入り禁止対策の徹底
- キ 建設工事現場の周辺住民、通行人の安全確保
- ク 作業員の安全確保
- ケ 火気使用禁止
- コ その他飛散、転倒の恐れのあるものの飛散・転倒防止

(2) 災害発生後における初期対応

二次災害防止のため、被災の状況により原則外部からの確認とする。

- ア 各施工部分の被災状況確認
- イ 仮設物の状況の確認
- ウ 建設工事現場の周辺の状況確認
- エ 建設機器類の状況確認
- オ 飛散・落下・転倒物の状況確認
- カ 作業員の安全確認
- キ 第3者を含めた、人身被害者の救助

4 情報整理と被害報告

現場代理人は、自然現象が別添1の基準以上に達した場合は、同基準の警報等の解除後（地震については発生後）に、3（2）「災害発生後における初期対応」により速やかに建設工事現場を確認し、その内容及び対応を工事監督員に報告（別紙 様式1）するものとし、基準未滿又はその他の事由であっても災害が発生した場合は、同様とする。

口頭による報告は、原則として災害発生後速やかに行うものとし、逐次報告することとする。

5 対象工事現場

報告対象は、新築、増築、改築工事現場又は高さ4m以上の足場を設置している建設工事現場、若しくは工事監督員の指示する建設工事現場とする。

別添1

情報整理と被害報告を行う基準

災害種別	基準
地震	震度4以上発生時
台風	台風の接近に起因した大雨警報、洪水警報、又は強風注意報の発表
雨	大雨警報発表
	洪水警報発表
	記録的短時間大雨情報発表
噴火	噴火警報（火口周辺）発表（レベル3）
風	強風注意報発表
雪	大雪警報発表

別紙様式1

山梨県県土整備部
 営繕課 宛

・建築第一担当	・建築第二担当
・建築設備第一担当	・建築設備第二担当

営繕課 電話：055-223-1400
 FAX: 055-223-1405

FAX送信・電話受信・電話発信 票

災害名						
工事名	・指示	・要請	・回答	・照会	・報告	・その他
第 号	第 号に対する ・指示・要請・回答・照会・報告					

発信日時	月 日 時 分	受信日時	月 日 時 分
発信者		受信者	
対象施設名			
件名			

FAX送信・電話受信・電話発信 票

災害名						
工事名	・指示	・要請	・回答	・照会	・報告	・その他
第 号	第 号に対する ・指示・要請・回答・照会・報告					

発信日時	月 日 時 分	受信日時	月 日 時 分
発信者		受信者	
対象施設名			
件名			

内容	<p>強風注意報発令による報告</p> <p>実施者:</p> <p>実施日時:</p> <p>現場内におけるチェック項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">チェック事項</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">結果</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="width: 10%;">該当無し</th> <th style="width: 10%;">異常なし</th> <th style="width: 10%;">異常あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各施工部分の被災状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設物の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築工事現場の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設機器類の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>飛散・落下・転倒物の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業員の安全確認</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三者を含めた、近隣への状況確認</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>異常ありの場合の状況</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>	チェック事項	結果				該当無し	異常なし	異常あり	各施工部分の被災状況				仮設物の状況				建築工事現場の状況				建設機器類の状況				飛散・落下・転倒物の状況				作業員の安全確認				第三者を含めた、近隣への状況確認				その他			
チェック事項	結果																																								
	該当無し	異常なし	異常あり																																						
各施工部分の被災状況																																									
仮設物の状況																																									
建築工事現場の状況																																									
建設機器類の状況																																									
飛散・落下・転倒物の状況																																									
作業員の安全確認																																									
第三者を含めた、近隣への状況確認																																									
その他																																									

5-2 安全対策

(1) 安全管理方針

① 安全優先

工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておく。

② 関連法規

次の法令等に従い、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・その他関係法令
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成5年1月12日付け 建設省経建発第1号）
- ・建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け 建設省営監発第13号）

(2) 安全衛生管理体制

① 安全管理組織表

別添施工体系図による。

② 作業主任者一覧表

資格名	氏名	会社名	業務内容	資格交付番号
足場組立等作業主任者	〇〇 〇〇	(株)〇〇建設	外部足場：高さ20m	〇〇〇〇〇〇
土止め支保工作業主任者	〇〇 〇〇	(株)〇〇建設	親杭横矢板工法	〇〇〇〇〇〇
地山掘削作業主任者	〇〇 〇〇	(株)〇〇建設	掘削深さ：5 m	〇〇〇〇〇〇
型枠支保工作業主任者	〇〇 〇〇	(株)〇〇建設	支保工：高さ4.2m	〇〇〇〇〇〇
石綿取扱作業主任者	未定	未定	石綿除去	未定
酸素欠乏危険場所作業主任者	未定	未定	ピット内作業	未定
有機溶剤取扱作業主任者	未定	未定	防水・塗装	未定

- ・作業主任者を選任した作業については、それぞれの主任者が当該作業の直接指揮を行う。
- ・選任した作業主任者は、現場入口に氏名・実施する項目等を掲示し、関係者に周知徹底する。

③ 有資格者一覧表

資格名	氏名	会社名	取得年月日	交付番号
玉掛け	〇〇 〇〇	(株)〇〇建設	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇
ガス圧接	〇〇 〇〇	(株)〇〇建設	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇

※ 作業主任者や有資格者が未定の場合は「未定」と記入し、別途工種別施工計画書に記載する。

(3) 交通安全管理

- ・工事材料、土砂等の運搬計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打ち合わせのうえ、交通安全管理を行う。
- ・積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、第3者に工事公害による損害を及ぼした場合は、約款第28条によって処置するものとする。

5-3 安全活動

(1) 下記項目の安全活動を実施し記録する。

実施項目	場 所	参加予定者	内 容	頻 度
災害防止協議会	現 場	協議会構成員	当月の反省及び翌月の目標、現場内及び周辺の巡回	毎 月
店 社 パトロール	現 場	社内安全パトロール担当者	現場内及び周辺の点検及び指導	毎 月
安全教育・訓練	現 場	現場作業従事者全員	各月の具体的な内容は「安全教育・訓練の予定計画表」参照 ※次の内容等について、現場に応じて実施する。 (1)安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育 (2)当該工事内容等の周知徹底 (3)工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4)当該工事における災害対策訓練 (5)当該工事現場で予想される事故対策 (6)その他、安全・訓練等として必要な事項	毎月4時間程度
安全巡視	現 場	現場代理人	現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保	毎 日
TBM・KY活動	現 場	現場作業従事者	当日の危険予知及び安全作業に関する事項	毎 日
新規入場者教育	現 場	現場作業従事者	工事概要・担当作業内容・危険箇所等の説明及び健康状態・資格等の確認	随 時
朝礼	現 場	現場作業従事者	当日の作業の手順及び体操	毎 日
安全工程・作業打合せ	現 場	職長等	翌作業日の工程調整及び作業打ち合わせ	毎 日
過積載対策	現 場	車両・重機運転手	資材搬出入時の過積載の点検及び指導 (別紙「過積載点検表」参照)	随 時
始業前点検	現 場	現場作業従事者	重機・工具や足場・支保工の点検及び作業箇所の安全点検	毎 日
重機と人の行動範囲分離措置	現 場	重機運転手、現場作業従事者	重機の旋回範囲内への立入禁止処置の点検、やむなく作業範囲内での作業が生じた場合、作業指揮者を配置し、オペレーターとの合図の確実実施の確認	随 時
山留、仮締切の点検	現 場	安全衛生責任者、作業主任者	山留、仮締切をチェックリスト等により点検	毎 日
足場・支保工の点検	現 場	安全衛生責任者、作業主任者	足場・支保工についてチェックリスト等により点検	組立完了時、毎日
現場清掃	現 場	現場作業従事者	現場の持ち場廻りの整理清掃	毎 日
終了時点検	現 場	安全衛生責任者	跡片付けや施錠等の第三者災害防止の確認	毎 日

安全教育・訓練の予定計画表

開催月	内 容
3月	当該工事内容等の周知徹底、第三者災害防止
4月	当該工事における災害対策訓練
5月	重機災害防止、簡易土止め工法の作業手順
6月	熱中症対策、重機災害防止
7月	熱中症対策、作業手順の厳守
8月	飛来落下災害防止、酸欠事故防止
9月	レッカー作業の安全徹底
10月	酸欠事故防止、飛来落下災害防止
11月	墜転落災害防止、火災の防止
12月	墜転落災害防止、飛来落下災害防止
1月	作業通路の確保、電動工具による災害防止
2月	第三者災害防止

過積載点検要領

別紙

- 土砂の搬出入、コンクリート打設、重量物の搬入等の際には、積載物が車両の最大積載量を超えていないか点検し、過積載点検表に記録する。また、必要に応じて写真撮影を行う。
- 土砂等は、トラックスケール等(以下「自重計等」)で計測し、過積載でないことを確認する。自重計等で計測できない場合は目視とする。
- 目視の目安は、土砂等は荷台枠の高さを超えて積み込んで서는ならない。コンクリート殻、アスファルトから等は空隙等を考慮して最大積載量の範囲内で荷台枠の20cmまで積載可能とする。土質条件(比重、含水比、間隙率等)により単位体積重量等に変動が予想される場合には、積載量の管理方法について再検討し、監督員の承諾を受ける。
- 生コン車の積載量は、伝票で管理する。
- その他の材料・製品は納入伝票等で積載物の重量を計算し、過積載でないかチェックする。

過積載点検表

工事名 : _____

請負者名: _____

No.	日付	時刻	ナンバー	車両の最大積載量 (kg)	積載量 (kg)	積載物	確認方法	良否	是正措置等	確認者
1							目視・自重計	良・否		
2							目視・自重計	良・否		
3							目視・自重計	良・否		
4							目視・自重計	良・否		

(2) 工事関係者連絡会議

当工事現場は別途2件の工事（電気設備・機械設備）が発注されており、自社の労働者及び関係請負人の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行う工事関係者連絡会議を設置する。

① 月例会議

- ・毎月第〇〇曜日14：00～開催
- ・出席者：発注者、施設管理者、工事監理者、建築業者、電気設備業者、機械設備業者

② 労働者週例会議

- ・毎週〇曜日14：00～開催
- ・出席者：発注者（隔週）、工事監理者、施設管理者、建築業者、電気設備業者、機械設備業者

(3) 重要管理事項

当該工事の作業条件を考慮して以下の項目を重要管理事項とする。

○ 重機災害の防止

- ・重機の配置計画を前日の打合せで徹底し、かつ朝礼で作業員に周知する。
- ・重機の運転、取り扱いは有資格者が行う。
- ・作業前点検を確実にいき、結果を記録する。
- ・重機の旋回範囲内への立入禁止処置を徹底し、やむなく作業範囲内での作業が生じた場合は、作業指揮者を配置し、オペレーターとの合図を確実に行う。
- ・重機を後進する場合は、誘導員の指示を受ける。
- ・荷重及びエンジンをかけたまま運転席を離れない。
- ・クレーンのアウトリガーの張り出しは、鉄板及び敷板等を設置して安定性を確保する。

5-4 環境対策

(1) 騒音・振動対策

- ① 特記仕様書で指定された重機は低騒音・低振動型建設機械を使用する。
- ② 重機の空吹き、バケットのゆさぶり、ダンプトラックの急発進・急停車等による騒音・振動がないよう指導し徹底させる。
- ③ 現場は、騒音・振動規制区域内にあるため、特定建設作業は関係機関に届出する。また、敷地境界付近で規制値を越えないか測定し記録する。

(2) 粉塵対策

- ① 現場内及び運搬路等の防塵対策として、必要に応じ散水する。
- ② 道路等を土砂等で汚した場合は、速やかに取り除き清掃する。

(3) 水質汚濁対策

- ① 生コン車の洗浄は、自社（生コン会社）に持ち帰り実施するように指導し徹底させる。
- ② 塗装の刷毛等の洗いを現場で流さない。

(4) 大気汚染対策

- ① 特記仕様書で指定された重機は排出ガス対策型建設機械を使用する。
- ② 運搬車輛(ダンプ等)はアイドリングストップを義務づける。

(5) その他の環境対策

- ① 工事着手前に付近住民に対し挨拶及び工事内容説明を行い、工事に対する理解と協力を求め、その結果を監督員に報告する。
- ② 地域住民等とのコミュニケーション向上のため、現場周辺の一斉清掃を月1回程度実施する。
- ③ 喫煙は指定場所(事務所・休憩所内)以外では禁止する。

(6) 近隣苦情対応

環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡する。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告する。

6. 共通仮設計画

(1) 敷地の状況確認及び縄張り

(2) 仮設概要

- ① 仮設建物・資材・機械等の仮置場や仮設備の大きさ・構造・配置計画
- ② 資材搬入ルート
- ③ 仮囲い・工事標識・保安施設・防護施設
- ④ 仮設電気・仮給排水等の引込等
- ⑤ 揚重機等の配置計画
- ⑥ 足場計画
- ⑦ 火気の扱い
- ⑧ 工事用電力設備の保安責任者
- ⑨ その他

(3) 仮設計画図は別添(次ページ参照)のとおり。

(4) ベンチマークの設置

7. 産業廃棄物の適正処理

7-1 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書他)

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記事項について計画する。

- ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、別添のとおり。
- ・発生材の抑制・再利用・再資源化及び再生資源の積極活用を行う。
- ・現場内での分別収集を徹底する。
- ・マニフェスト集計表を随時作成し、建設副産物が適正に処理されているか管理する。
- ・建設副産物・廃棄物管理対策の責任者は、別添「現場組織表」による。

7-2 産業廃棄物処理フロー図

次の「産業廃棄物処理フロー図」による。

建設系産業廃棄物処理フローチャート図記載例

廃棄物の種類	収集運搬業者	中間処理業者	収集運搬業者	最終処分業者	最終処理方法	備考
コンクリート版	業者名 許可番号 電話番号	業者名 許可番号 電話番号	業者名 許可番号 電話番号	業者名 許可番号 電話番号	リサイクル砕石として利用	
アスファルト版	業者名 許可番号 電話番号	業者名 許可番号 電話番号	業者名 許可番号 電話番号	業者名 許可番号 電話番号	リサイクル砕石として利用	
鉄ブラスチック	業者名 許可番号 電話番号	業者名 許可番号 電話番号	業者名 許可番号 電話番号	業者名 許可番号 電話番号	最終処分場へ埋め立て	
金属	業者名 許可番号 電話番号	業者名 許可番号 電話番号	業者名 許可番号 電話番号	業者名 許可番号 電話番号	メーカーにて再生	

注：備考欄に「産業廃棄物の種類・処分する区分（ルート）」に従って、フローを適宜修正し記載する。

※最終処分場までのフロー図を作成する。

※収集運搬、処理委託の契約書の写しを最終処分業者まで添付すること。

※収集運搬、処理業の許可証の写しを添付すること。

※最終処分場までのルート図を添付すること。

8. その他

8-1 総合評価時に提案した施工計画、施工体制

- ・総合評価時に提案した施工計画書、総合評価における技術提案確認表等を添付する。

施 工 計 画 書

工事名 〇〇〇〇〇〇〇工事（明許）

会社名：

■対象	〇〇〇に係わる項目 施工上配慮すべき項目
------------	-------------------------

評価項目	「・・・については〇〇〇となるため、〇〇〇を〇〇〇するための工夫等について記載すること。」 「・・・については〇〇〇となるため、〇〇〇に対する施工上の配慮事項及び対応について記載すること。」
提案 1	・・・（課題・配慮事項）・・・のため、・・・（対応）・・・を行う。
提案 2	・・・（課題・配慮事項）・・・のため、・・・（対応）・・・を行う。
提案 3	・・・（課題・配慮事項）・・・のため、・・・（対応）・・・を行う。

（注）施工計画書の記載に関する注意事項等は、本様式の別添に示すので必ず確認すること。

総合評価における

技術提案確認表

契約番号	宮繕課-10-0000
工事名	〇〇工事
業者名	(株)〇〇

提案項目	提案確認内容	確認			備考
		確認日	評価	監督員氏名	
1	〇〇〇〇〇	〇〇年〇月〇日		〇〇〇〇	〇〇〇〇
2	〇〇〇〇〇	年 月 日		〇〇〇〇	〇〇〇〇
3	〇〇〇〇〇	年 月 日		〇〇〇〇	〇〇〇〇
		年 月 日			
		年 月 日			

給排水設備を、長期に渡り快適に利用できるための機器選定、施工方法、更新性等に着目した技術提案

注1) 着色箇所を記入し、施工計画書に含めて提出し、必ず監督員と内容確認を行うこと。また、現場着手時には、別途印刷し、両者が確認すること。
 注2) 監督員は、現場に行ったときに確認できたものを評価する。(○:実施したことが確認できる。×:実施していない。-:確認できない)
 注3) 確認者氏名の欄には、確認者の印またはサインを記入。

(発注者記入欄)

上記を確認の結果、提案項目に対し総合的に評価して「実施している」と判断しました。平成 年 月 日

審査	課長	技術指導監	総括課長補佐	工事施工管理監	監督員	工事施工管理監	〇〇〇〇	印
					課長補佐		〇〇〇〇	印
					副主幹		〇〇〇〇	印

解体工事の施工体制

工事名 公告文に記載されている工事名

会 社 名 : ○○工業(株)

項 目	施 工 体 制	
①当該工事に従事する技能者(オペレータ)について(注1)	氏 名 (有りの場合)	
	入 社 年 月 日	平成 年 月 日
	運転技能講習修了証	有 無
②当該工事の解体工の工程で使用する解体用重機について(注2)	バックホウ2台以上(注3) 自社保有またはリースで施工	可 不可
	解体用アタッチメントの圧砕機または切断機1台以上 自社保有またはリースで施工	

添付資料

(注1) 項目①が「有」の場合

- 1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 2) 労働安全衛生法第61条による運転技能講習修了証[車両系建設機械:解体用]の写し(裏・表)または運転技能講習修了証[車両系建設機械:整地・運搬・積込用及び掘削用]の写し(裏・表)を添付すること。

(注2) 項目②が「可」の場合

バックホウについて

- 1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

解体用アタッチメントについて

- 1) 自社保有の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

(注3) バックホウについては、新 JIS 規格バケット容量 0.28m³ 以上(旧 JIS 規格 0.25m³ 以上)の解体用アタッチメント取付可能機種であること。

※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。

技術評価様式21【確認表】

解体工事の施工体制

工事名 公告文に記載されている工事名

会社名：〇〇工業(株)

項目	施工体制		確認日	確認者	備考
当該工事に従事する技能者(オペレータ)について(注1)	氏名 (総合評価申請時)				
当該工事の解体工の工程で使用する解体用重機について(注2)	バックホウ 登録番号				
	解体用アタッチメントの 圧砕機 又は 切断機 登録番号				

(注1) 技術評価様式21に記載した技能者(オペレータ)が、解体工事で解体用重機運転作業に従事していることを確認する。

(注2) 技術評価様式21に記載したバックホウ、解体用アタッチメントの圧砕機または切断機を現場に配置して施工していることを確認する。

舗装工事の施工体制

工事名

会社名：〇〇工業(株)

項 目	施 工 体 制	
①当該工事に従事する技能者(オペレータ)について(注1)	氏 名 (有りの場合)	
	入 社 年 月 日	平成 年 月 日
	大 型 特 殊 免 許	有 無
	技能講習又は特別教育の修了証	有 無
②当該工事に使用するアスファルトフィニッシャーについて(注2)	自社保有又はリースで施工	可 不可

添付資料

(注1) 項目①が「有」の場合

- 1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 2) 労働安全衛生法第61条による技能講習修了証[車両系建設機械:整地・運搬・掘削]の写し(裏・表)。または、労働安全衛生法第59条による特別教育修了証[締固めローラー運転業務]の写し(裏・表)を添付すること。

(注2) 項目②が「可」の場合

- 1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳、購入時の契約書等の写し及び現物の写真等、自己保有の機械と判明できる資料を添付すること。
- 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。

入札参加様式18【確認表】

舗装工事の施工体制

工事名 公告文に記載されている工事名

会社名：〇〇工業(株)

項目	施工体制		確認日	備考
	氏名 (総合評価申請時)			
当該工事に従事する技能者(オペレーター)について(注1)	同等技能者(注2)			
当該工事に使用するアスファルトファイニシャーについて(注3)	アスファルトファイニシャー登録番号			

注1) 技能者(オペレーター)であることが確認できる資料として、大型特殊免許の写しと下記のいずれかを添付。なお、健康保険被保険者証の交付年月日等により3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できること。

添付資料：労働安全衛生法第61条による技能講習修了証〔車両系建設機械・整地・運搬・掘削〕の写し(裏・表)。または、労働安全衛生法第59条による特別教育修了証〔締固めローラー・運転業務〕の写し(裏・表)。(技能講習修了証または特別教育修了証のどちらかは必須)

注2) 施工に際し、従事技能者を変更する場合は、発注者と協議の上、同等以上の資格のある者を従事させること。

注3) 自社保有の場合は車検証の写し、リースの場合は1年以上のリース契約があることとし、その契約書の写し及び登録番号を確認できるものを添付すること。

若手(担当)技術者の申請書

業 者 名 : _____

記載内容担当部署 : _____

担 当 者 名 : _____

連絡先電話番号 : _____

公告工事契約番号	當繕課-〇〇-〇〇〇〇
公告工事名	

項 目	配 置 予 定 若 手 (担 当) 技 術 者		
配置予定若手技術者(担当技術者)の所属する会社名及び建設業許可番号(※11)	会 社 名	〇〇工業(株)	
	大臣・知事許可番号	特-6・大-1234	
配置予定若手技術者(担当技術者)の氏名等(※2)	〇〇 〇〇 (旧姓:)	生年月日	昭.平 年 月 日
		年齢	歳
入社年月日	平成 年 月 日		
他 工 事 の 従 事 状 況 (※9)	工事名(契約番号)	主要地方道〇〇〇〇線橋梁工事(第03-1234号)	
	CORINS番号(許可番号+CORINS登録番号)	(建設業許可番号) 19●●●●●●●● (※11) (CORINS登録番号) 12345678A または 1234-5678A	
	発注機関及び事務所名	山梨県〇〇建設事務所	
	施 工 場 所	山梨県〇〇市郡〇〇町村〇〇地内	
	工 期	〇〇年〇〇月~〇〇年〇〇月	
	対象工事と重複する場合の対応措置	対象工事に「ア、着手する前 イ、仮設工に着手する前 ウ、主要工種(〇〇工)に着手する前」の平成〇年〇月〇日に工事完了予定のため、対象工事に従事可能	
	工 期	〇〇年〇〇月~〇〇年〇〇月	
契 約 書 等 (写)	契約書等写 (有・無→CORINS登録済)		

★添付資料 若手(担当)技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの(健康保険被保険証の写し等)

- 1) 若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。
- 2) 若手(担当)技術者は、公告日が属する年度において30歳以下の者とし、国家資格、実務経験は求めない。
- 3) 若手(担当)技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 4) 若手(担当)技術者は、現場代理人との兼務を認める。ただし、兼務する場合は「現場代理人の常駐義務緩和の拡大」の措置は適用できないものとする。
- 5) 若手(担当)技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。
- 6) 若手(担当)技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。
- 7) 専任された若手(担当)技術者の交代は、傷病、退職等やむを得ない理由を除き、認めない。また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行出来なくなった場合は、工事成績評定を3点減する。(なお、複数人専任配置した場合にそのうちの1名が専任配置できなくなった場合も工事成績評定の減点の対象とする。)
- 8) 若手(担当)技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。
- 9) 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置が出来なくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。
- 10) 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 11) 建設業許可番号は、大臣知事コード(2桁)+許可番号(6桁)で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。

技術評価様式 22【確認表】

若手技術者の従事状況確認

工事名 公告文に記載されている工事名

会社名：〇〇工業(株)

項目	氏名 (総合評価申請時)	施工体制	確認日	確認者	備考(注2)
当該工事に従事する若手技術者について(注1)					

- (注1) 技術評価様式22に記載した若手技術者が、当該工事作業に従事していることを確認する。
- (注2) 現場での立会い(段階確認等)、事務所での打合わせ等、具体的に若手技術者を確認した状況を記載する。

8-2 関係機関協議先・書類提出時期一覧表

関係機関との協議・申請・届出の状況をその都度報告する。

提出書類	関係機関	提出予定時期
特定元方事業開始報告	所轄労働基準監督署	H〇〇年〇〇月中旬
足場設置届け	所轄労働基準監督署	
道路占用許可申請	道路管理者（〇〇市役所）	
道路使用許可申請	所轄警察署	
特定建設作業実施届（騒音、振動規正法関係）	〇〇市役所	
特定粉じん排出等作業実施届出書	知事	
防火対象物使用開始届出書	所轄消防署	
消防用設備等設置届出書	所轄消防署	